

- 介護職員の処遇改善については、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に介護職員処遇改善加算が創設されました。また、令和元年10月には介護職員の確保・定着につなげていくため、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を行うため、介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。
- さらに、令和6年度介護報酬改定においては、これらの加算を一本化し、介護職員等処遇改善加算が創設されました。
- さらに、令和8年度介護報酬改定においては、介護職員等処遇改善加算の対象の介護従事者への拡大や、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分が創設されました。

○ 処遇改善加算の算定状況

事業所名	介護職員等処遇改善加算(令和8年4.5月)	介護職員等処遇改善加算(令和8年6月～)
特別養護老人ホーム千寿園	処遇改善加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰイ
特別養護老人ホーム千寿園(短期入所)	処遇改善加算Ⅱ	処遇改善加算Ⅱイ
千寿園別館まごころ	処遇改善加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰイ

○ 職場環境等要件

(1)入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

(2)資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

(3)両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている

(4)腰痛を含む心身の健康管理

- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

(5)生産性向上のための取組

- ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築を行っている
- ・現場の課題の見える化を実施している
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
- ・介護ソフト、情報端末の導入
- ・業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。

(6)やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施